

## 結核健康診断問診調査票での

### 「本人の結核罹患歴」と「本人の予防投薬歴」の取扱い

医療機関は結核患者を発見すると、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以後、「感染症予防法」と省略）に基づき、保健所への届出が義務付けられています。保健所は「感染症予防法」により、結核患者として患者登録者票（ビジブルカード）による登録と管理を行い、医療機関等と連携して治療や保健婦の訪問指導を実施します。

さらに、家族・その他接触者の接触者健診により感染者の抽出および発病の予防、発症者の早期発見を行います。

このようにして保健所は管内の結核登録者情報調査（結核サーベイランス）を実施していますので、本人の結核罹患歴や予防投薬歴の質問項目は、児童生徒等のプライバシーに配慮し削除することにしました。

しかし、保健所は児童生徒に関して結核患者情報を把握すれば岐阜市教育委員会に速やかに情報提供することになっています。